

最低賃金改正のお知らせ

広島県最低賃金は
令和5年10月1日から

時間額 **970** 円です。

(令和5年9月30日までは、930円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精進手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。また、特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。

今回の改正により、広島県特定(産業別)最低賃金のうち、昨年12月31日に改正された

「広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金(時間額969円)」

「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(時間額953円)」

「広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(時間額964円)」

「広島県自動車小売業最低賃金(時間額958円)」

10月1日から970円

については、改定されるまでの間、広島県最低賃金額を下回ることとなりますので、令和5年10月1日からは**広島県最低賃金額(970円)**が適用されます。

なお、「広島県各種商品小売業最低賃金」については、令和4年10月1日から広島県最低賃金が適用されています。

なお、年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。詳細については、下記にお問い合わせください。

広島労働局 賃金室 Tel.082-221-9244

広島中央労働基準監督署 Tel.082-221-2460 尾道労働基準監督署 Tel.0848-22-4158

呉労働基準監督署 Tel.0823-22-0005 三次労働基準監督署 Tel.0824-62-2104

福山労働基準監督署 Tel.084-923-0005 広島北労働基準監督署 Tel.082-812-2115

三原労働基準監督署 Tel.0848-63-3939 廿日市労働基準監督署 Tel.0829-32-1155

賃金引上げに関する支援

1 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング等)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

- ・お問合せ先 業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440
- ・申請先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5階



2 広島県賃上げ環境整備支援事業補助金

生産性向上・賃上げに取り組む、国の業務改善助成金の支給を受けた県内の中小企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ・お問合せ・申請先 広島県商工労働局雇用労働政策課労働環境整備推進グループ
TEL 082-513-3411

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

3 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

- ・お問合せ先 広島労働局 職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832

〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル4階

4 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

- ・お問合せ先 中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821

5 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

- ・お問合せ先 日本政策金融公庫 TEL 0120-154-505

中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援策の提案(相談窓口)

広島働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた助成金や労務管理等に関する相談に対して、無料で労務管理等の専門家(社会保険労務士等)による窓口等での支援や訪問支援(原則3回まで)を行います。

※ 就業規則や賃金制度等の見直し、同一労働同一賃金、各種助成金制度の活用等の相談

※ 電話・メール、来所による相談、企業への個別訪問によるコンサルティング等の対応

- ・ご相談窓口 広島働き方改革推進支援センター TEL 0120-610-494

〒730-0011 広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階